

お知らせ

「後発医薬品の使用促進について」 (ジェネリック医薬品)

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院においても後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める基準を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

医薬品の供給が不足した場合は、同等または類似の効果が期待できる別の薬剤（後発医薬品を含む）に変更となる可能性があります。薬剤の変更が必要な場合は、医師から十分な説明を行うなど適切に対応いたします。

後発医薬品の使用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

2018年4月1日